# 大鹿村議会だより

第30号　令和元年10月15日　発行：大鹿村議会

令和元年９月

## 大鹿村議会９月定例会

**令和元年９月大鹿村議会定例会が９月６日から18日までの13日間の会期で開会されました。今定例会に提案された議案等は、報告１件、付議事件20件、議員発議３件で、すべて原案どおり可決されました。請願・陳情は請願３件、陳情１件で、請願３件は採択、陳情１件は不採択となりました。**

### 報告

**報告第１号**　平成30年度決算に基づく健全化比率の報告について

### 付議事件

**議案第１号**　職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**議案第２号**　大鹿村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**議案第３号**　災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**議案第４号**　大鹿村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

▼国の法改正に伴う改正です。

**議案第５号**　大鹿村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

▼住民票に旧氏を併記できるようになることに伴う改正です。

**議案第６号**　大鹿村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

**議案第７号**　大鹿村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について

▼10月からの３歳以上児の保育無償化に伴う改正と条例制定です。副食費も村負担により無料となります（未満児は従来どおりです）。

**議案第８号**　平成30年度大鹿村一般会計歳入歳出決算の認定について

**議案第９号**　平成30年度大鹿村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

**議案第10号**　平成30年度大鹿村立診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

**議案第11号**　平成30年度大鹿村営水道特別会計歳入歳出決算の認定について

**議案第12号**　平成30年度大鹿村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

**議案第13号**　平成30年度大鹿村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

▼平成30年度の決算については「広報おおしか」をご覧ください。

**議案第14号**　令和元年度大鹿村一般会計補正予算（第２号）について

▼保育所解体のアスベスト対策、道の駅の損失補填、村営グラウンドの設計・監理委託料などです。

**議案第15号**　令和元年度大鹿村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

**議案第16号**　令和元年度大鹿村立診療所特別会計補正予算（第１号）について

**議案第17号**　令和元年度大鹿村営水道特別会計補正予算（第2号）について

**議案第18号**　令和元年度大鹿村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

**議案第19号**　令和元年度大鹿村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

**議案第20号**　令和元年度大鹿村一般会計補正予算（第３号）について

### 請願

**１**　「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書

**２**　「複式学級の編成基準の改善、教職員定数増」を求め

る請願書
**3**　「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書
▼すべて採択されました。

## 陳情

**1**　役場印刷機等の利用に関する陳情書
▼印刷機等の利用について全村に周知すべきとして一部採択との意見もありましたが、不採択となりました。

## 議員発議

**発議第1号**　義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について
**発議第2号**　複式学級の編成基準の改善、教職員定数増を求める意見書の提出について
**発議第3号**　へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書の提出について

## 一般質問

熊谷英俊議員

### ＊大西公園の整備方針および管理について

**質問**　大西公園は河川整備が進んだことで大変環境もよく、また昨年は道の駅の開駅などもあり、物資の調達も容易になり、オートキャンプは今後ますますニーズが増えてくるのではないかと思われる。一方で、リニア建設工事に伴う排出土運搬のため河原道が運搬車両の通行路となっているため、オートキャンプの利用や工事用車両としての通行等が今は混在している現状だ。村として小渋川の河原および大西公園下段でのオートキャンプ利用に対し、安全かつ有効に活用する方策はあるかお伺いしたい。

**村長**　大西公園の整備方針ということで下段のお話が最初にありました。いずれにしても、大西公園の周辺は河川工事は終わり、治山工事も終わったのかなと見受けられます。今後活用していきたい気持ちはあるのですが、土地の権利関係がまだまだ複雑なところがあります。河川、治山等の事業も概ね済んできたところなので、その辺をはっきりする中で、改めて活用を考えていきたいというのが現在の状況です。

**質問**　また、大西公園南側斜面は以前に村としてあのあたり一帯を村民が憩える森づくりを行うという方針を立てて、これまで広葉樹の苗木の植樹等を行ってきたわけだが、鹿の食害等により効果が上がらず、苗木も小さく細いままで現在放置状態にあるのが現状だ。お金もかけるべきはしっかりかけ、もっと思い切った公園化事業を行うべきと考えるが、どうか。

**村長**　確かに結果としての状況はあまり良くないと思ってはいます。植栽後、改植、また草刈り等手入れをしているのですが、もともとが公共事業の残土の捨て場であり、もとが山林ではないということで、なかなか木の育ちが悪いのかなと思っています。ですが、今後も手入れはしていきたいと思っています。

引地龍也議員

### ＊大鹿村のＢＣＰ策定状況について

**質問**　村では昨年大変大きな災害があり、住民懇談会においても防災対策等の要望は多かった。地域防災計画の改定が終了したが、あらゆる脅威に対して役場が業務を継続する為の指針となる役場のＢＣＰ（事業継続計画）についてお尋ねする。
　総務省のアンケートによると、当村はＢＣＰについて定めた規定はないとの回答になっている。災害対応の第一線に立つ市町村が未策定であることは、日本全体の強靭化に大きなマイナスだ。基礎自治体である市町村の業務継続計画の有無は広域自治体である都道府県の業務継続の可否をも大きく左右する。まずは村の業務を継続し続けるための基礎的な動き、考え方を平時に精査していくことが必要だ。又、ブラインド訓練を行い、策定したＢＣＰの内容に対応できるかを精査、ブラッシュアップしていただきたい。住民の皆さんがより安心して暮らせる仕組みとして、現在のＢＣＰ策定状況についてご回答願いたい。

**村長**　事業継続計画ですが、大鹿村の策定については現在進捗はありません。報告どおり31年度以降の取り組みになるかと思っています。

**質問**　平成25年に内閣府が市町村のための業務継続計画作成ガイドを発行した。首長の代行順位、職員参集、代替庁舎確保、多様な通信手段の確

保等のポイントを絞った作りやすい内容となっている。地域防災計画と重なる部分もあるが、役場自体が被災しても早期の復旧、再開を可能にする仕組みがＢＣＰだ。当村においては平時より事案が起きた場合の役場の果たす役割は大きく、現実問題として、中には自助の部分のフォローが必要な部分も出てくると考える。急峻な地形で構成される当村は、災害時においては自衛隊や災害ボランティアの拠点を置く場所が限られ、また孤立集落への物資輸送等、災害対策が難しい。様々な事態に役場が機能し続ける環境を整えるという点で、ＢＣＰ策定の必要性をどうお考えか。

**村長**　今後、災害時を想定した対応として取り組む必要性は感じています。いくつかの要素がありますが、災害時における職員の参集や代替庁舎等についての概ねの定めは持っているつもりです。ただ、起きた災害によって判断して動いていかなければならないものと考えています。しかし、地形地質、現在の村における状況から考えて全てというわけにはいかず、基本は地域防災計画に則って対策を取っていくと考えています。

**質問**　中部電力との災害時における相互協力に関する協定が結ばれ、村内各所で支障木の伐採が行われている。停電率の高い当村において長時間停電を予防的に防ぐ取り組みは評価できるが、今後、遠隔地の公的機関や事業所との連携も検討すべきではないか。地域防災計画の中に村内の事業所の名前が記載されているが、実際に契約に至っている事業所はどのくらいあるか。

**村長**　中部電力については協定締結できました。他の事業所について、内々には過去からの話で、商店等とは話はできているつもりです。

**総務課長**　地域防災計画の中に村内の事業所等からの調達も入っています。燃料、食料品、衣類などを供給していただきたい、後は村が責任を持って行うという話です。ただ、成文化したものはないので、今後、内容を確認する必要はあると思っています。

**河本明代議員**

## ＊オスプレイの村内飛行について

**質問**　去る８月６日の夕方、米軍輸送機オスプレイ２機が村内を飛行したことを、上蔵地区や釜沢地区など複数の方から伺った。かなり低空を飛んでいたとのことだ。村として、この目撃情報をきちんと把握し、村内のどこをどう飛行したのか、コース等は確認されておられるか。

　ちょうどこの日の夜に中部電力による送電線工事の説明会が行われた。村内に９基設置される鉄塔のうち大西山の２基についてはヘリコプターによって資材が運ばれ、コンクリート打設の際には10～15分おきに飛び続けるような説明もあった。その前日には行方不明者捜索のためのヘリコプターが飛んでいた。このような時に突然オスプレイ等の航空機が低空を飛行してきたら極めて危険ではないかと感じた。

　２０１５年10月に公表されたオスプレイの訓練空域は茅野以北で、大鹿村をはじめとする南信地域は含まれていなかったが、昨年10月の横田基地配備後には南信でも目撃情報が増えているようだ。

　また、今年の５月30日に佐久地方で米軍横田基地所属のＣ１３０輸送機２機の低空飛行があり、この時は日米合同委員会の合意（３００メートル）よりも低い高度で飛んでいた可能性が高いそうだ。

　送電線工事や遭難救助の他、ドクターヘリや山小屋の荷揚げ等、大鹿村はヘリコプターが飛ぶ頻度が非常に高い場所だと思う。安全・安心の観点からいっても低空の訓練飛行は大変危険だと思う。村としても関係機関に対して何らかの働きかけが必要ではないかと思うが、村長はこの件についていかがお考えか。

**村長**　８月６日にオスプレイが村内を飛行したということで、私はこの目撃情報について８日付の南信州新聞によって、「オスプレイと見られる２機体」という表現で知ったのが、まず正確に知ったものです。ただ、それらしいという表現での話を前日に一般の住民の方から聞いた職員がおります。あくまで「らしい」ということでした。この８月６日には県危機管理防災課に聞いたところでは、南は宮田村から北は中野市までにそのような情報が幾つか寄せられたそうです。多分同じ機体ではないかという話になっていて、これらの市町村の中では職員が見た話もあるそうです。

　ご心配の工事や山岳遭難の救助のヘリコプターについてです。工事については読めるわけですが、山の遭難の捜索やドクターヘリについては全く計画がないので、心配な点ではあります。空を利用することのルール等、詳細は分かりませんので何とも言えませ

んが、30年ほど前、アメリカ軍の戦闘機の訓練が非常に頻繁にあり、このときには危険だということで、村の中でもどこをどう飛んだという状況を常に記録して県に報告した経過があります。今後もそれと同様、もしくは危険と思われるようなことになれば、県への報告、要望等を行っていくことになろうかと思っています。

**＊山岳遭難救助隊の状況と今後の方策について**

**質問**　近年の登山ブームの中で中高年の登山者が増えており、遭難者も増加傾向にある。この夏もまた行方不明者の捜索が行われていた。大鹿村の山をよく知る山岳遭難救助隊の役割はとても重要だと思うが、隊員の数は以前と比較するとかなり少なくなっているようだし、高齢化が進んでいるようだ。南アルプス登山は大鹿村の観光の大きな一つの柱でもあり、若手の遭難救助隊の育成は急務ではないかと思う。

　遠山郷の山岳遭難救助隊ではやはり隊員の高齢化を受けて、一昨年度に新規隊員を募り、昨年は初の女性隊員も含む11人の正隊員が加わり、隊員が35人に増加したそうだ。大鹿村でも昨年は広報に隊員募集が載っていたが、応募はなかったと聞いている。山岳遭難救助隊の現況と、村として今後どのような方策を考えておられるか伺いたい。

**村長**　おっしゃるとおり隊員が高齢化してきています。過去に比べれば人数もかなり減ってきています。募集もしました。若い方が取り組んでいただければ非常にありがたいし、心強いわけですが、この仕事は非常に危険が伴います。また、今従事してくれている方々もそれぞれ個人で仕事をお持ちになっておられます。誰でもいいというわけにはいきませんし、ある程度チームワークも非常に大事な部分であろうかと思います。今後も募集等はしていくことはできますが、やる気のある方がおられましたら、ぜひ紹介をしていただければと思っています。

伊波ゆかり議員

**＊不要になった公有財産は適切に処分されているか**

**質問**　先日保育所の取り壊しが決定した際、解体工事に伴う不要品の払い下げが行われた。村民の方より一部の人のみに払い下げているのはおかしいとご指摘をいただき、村に問い合わせたところ、後日同報無線で一般公募するという事例があった。担当課長にお伺いしたところ、ここ数年の解体の際は業者に一任するとの契約で、備品等はすべて破棄する予定であったようだ。解体業者に一任してごみを増やすより、村としてできるだけごみを減らす努力をする必要があるのではないか。

　過去には公共施設などの改装や取り壊しの際に出た不要品は、まず集会所など公の施設に、その後、村民全体に呼びかけ、有償や無償で払い下げられていた。村の建物や備品等は公有財産であり、一部の人のみに払い下げるのは公平性に欠けることであるため、広く村民全体に告知する必要があると考える。村として公有財産の処分に関する要項を定めてあるか。また、その内容はどういうものか。

**村長**　まず処分の仕方については、議員おっしゃったとおりです。自治会等一般のところに照会して、引き取っていただくことを第一としてきています。過去の解体の時に多くの人が集中して、非常に危険を感じたということがあり、最近はそれを省略していることはあります。今回の保育所の件について、一部公平性を欠いたという印象を与えたことにつきましては反省し、今後は公平に、また安全が確保できるような状態なら払い下げを考えていきます。しかしながら、工事として発注をしますので、業者との調整も非常に大事になってくるため、できない場合もあることをご理解いただきたい。

　それから要項については、実態として除却するものに対する払い下げみたいな要項はありません。

**質問**　要項は特にないということだが、できれば検討し、新たに定めていただきたい。解体業者へ渡す前に、有効活用できるような仕組みを作り、周知徹底させることを希望する。各担当課の一存でその都度決めていくのでなく、公有財産の処分方法を統一して、村民にも分かりやすく提示していただくことは可能か。

**村長**　一応廃棄ということでは、基本的に使えないだろうという判断でして、使えるという判断になれば、当然違う課や場所で使ってもらうのが妥当な話かと思っています。ルールについてはケースバイケースになってくる可能性がありますが、少し検討してみたいと思っています。

**質問**　次の解体または改装工事の際には、公平性のある

対応をしていただきたい。